

高齢者虐待の現状と 高齢者虐待防止法の理解について

令和7年10月23日(木)

広島高齢者・障害者虐待対応専門職チーム
社会福祉士 吉本 律子

表記について

表記	正式名称
高齢者虐待防止法 法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
国マニュアル	市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和7年3月 厚生労働省老健局
身体拘束廃止・防止の手引き	介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き 令和7年3月 令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

本日の内容

1. 令和6年度介護報酬改訂に関する事項
2. 高齢者虐待対応の目的と権利擁護
3. 高齢者虐待の定義及び身体的拘束について
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生状況
5. 早期発見(通報)と個人情報保護について
6. まとめ

シンキングタイム

(正しいものに○をつけましょう。)

- () ①高齢者本人が同意している場合は、身体拘束にあたらなない。
- () ②同僚の虐待行為は認識していたが、自分には行っていないので、虐待にはあたらない。
- () ③ショートステイの利用者が「A職員に脅された」と話したが、認知症もあり、事実かどうかは不明なのでそのまま聞き流した。
- () ④同僚の虐待行為を発見したが、個人情報保護を優先し、通報しなかった。
- () ⑤虐待行為をしていた職員を解雇してくれたのでこれで安心だ。
- () ⑥高齢者虐待は、法的に罰するための法律ではないので、暴力行為をしても罰を受けることはない。
- () ⑦養介護施設に該当する施設ではないので、通報する必要はない。
- () ⑧一時的に利用者の金銭を借りて返したので問題ない。
- () ⑨不適切な介護をする職員を監視するために、利用者の部屋に監視カメラをつけるのは事実を確認するため仕方がない。
- () ⑩優しい口調で言えば、心理的な虐待にはあたらない。

令和6年度介護報酬改訂に関する事項

基本方針	入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
運営規程	運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待防止のための措置に関する事項」を追加。
講じる措置の内容 (減算項目)	 ① <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会</u>※¹の定期的な開催及び従業者への周知徹底 ➤ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可。 ➤ 外部の専門家の活用や他の会議体等と一体的に設置・運営することも差し支えない。 ② <u>虐待の防止のための指針の整備</u>※² ③ <u>虐待の防止のための定期的な研修の実施</u> ➤ 在宅系サービスは年1回以上、施設系サービスは年2回以上 ④ <u>上記措置を適切に実施するための担当者の設置</u> ➤ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf

令和6年度介護報酬改訂に関する事項

委員会の 設置 ※1	虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。 - イ その他事業所内の組織に関すること - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
定期的な 研修の実施	➤ 年2回以上 (地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 以外のサービスは、年1回以上 ➤ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

令和6年度介護報酬改訂に関する事項

指針の整備 ※2

「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
- ロ 虐待防止検討委員会とその他の事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

★小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にする。

（※）

社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月

高齢者虐待防止措置未実施減算について

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又は再発を防止するために全てのサービスに義務化。
- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(高齢者虐待防止措置)が講じられていない場合、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、高齢者虐待防止措置未実施減算を適用する。
- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(高齢者虐待防止措置)が講じられていない場合に、基本報酬を減算(所定単位数の100 分の1に相当する単位数を減算)する。
 - ☆ 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。
 - ☆ 福祉用具貸与については、令和9年3月までの経過措置期間。

(国マニュアルP31, 32を参考に講師作成)

高齢者虐待防止措置未実施減算Q & A

「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)」より抜粋

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

（答）

- ・ 減算の適用となる。
- ・ なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問 168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

（答）

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

高齢者虐待防止措置未実施減算Q & A

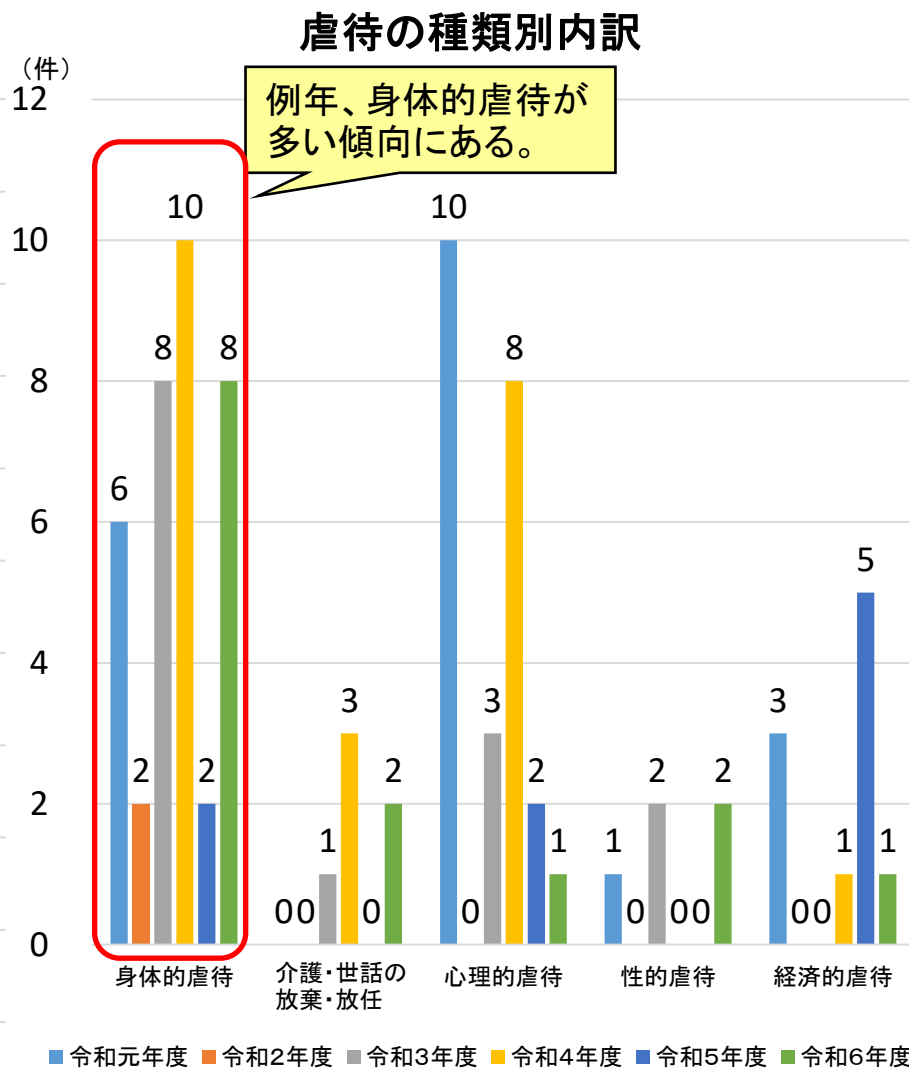
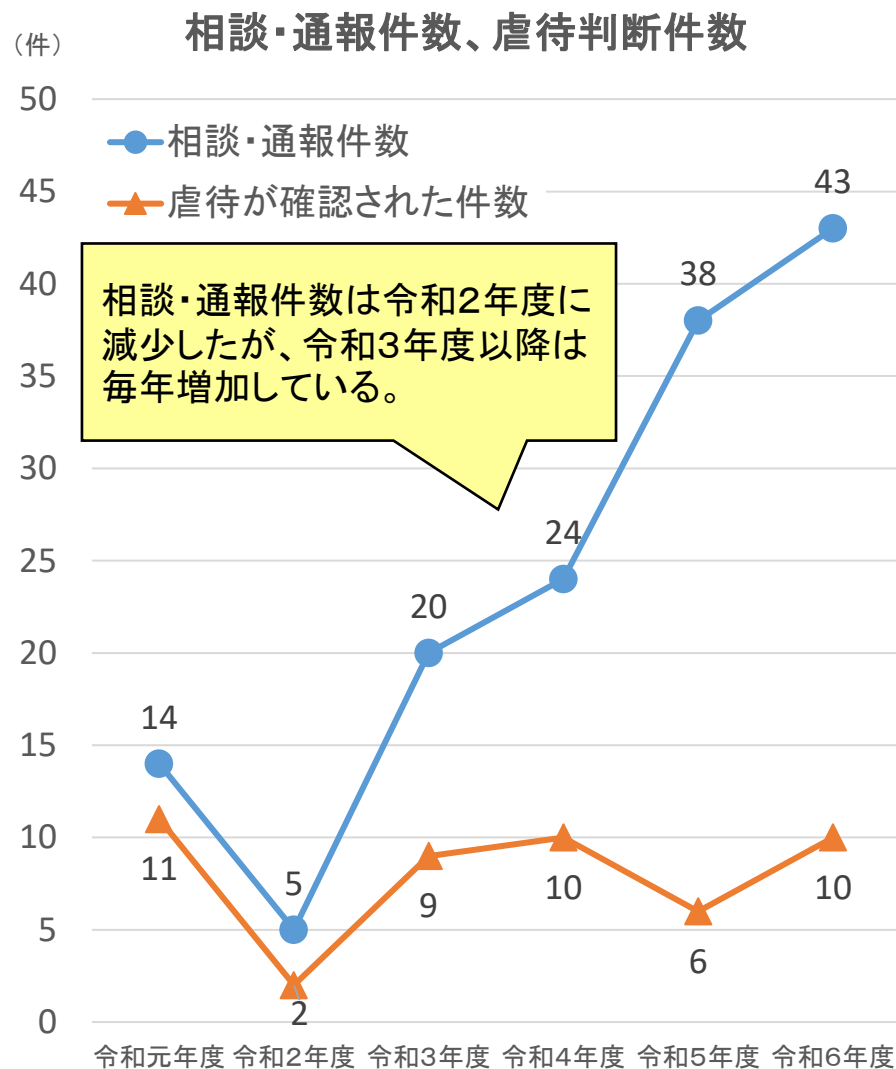
「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)」より抜粋

問 169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（広島市）



高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進すること。

(国マニュアルP17)

高齢者虐待防止法 第一条(目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

尊厳の保持・権利擁護とは

■憲法第13条】 個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

尊く厳かなこと、互いを人として尊重する犯してはならない権利

自分にとって一番いいと思える生き方をすること、それを誰にも邪魔されないこと

■社会福祉法(第3条)福祉サービスの基本理念

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし(中略)・・・良質かつ適切なものでなければならない。

■医療法(第1条2項)

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし(中略)・・・単に治療のみならず疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

■介護保険法(第74条6項)

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

全ての人には自分自身の意思で自由に行動して生活する権利がある

権利の侵害 人格尊重義務違反

【介護保険法第88条第6項】

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律は法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

いつ叩かれるかとビクビクする
安心できない

叩かれるのは自分が悪いから
自信が持てない

叩かれるしかないと思い込む
自由でない



「安心・自信・自由」
が奪われた状態

個人の権利（人権）が守られていない状態

虐待

高齢者虐待の定義

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができる。

(国マニュアルP2～5)

【定義(法第2条)】

誰が？	「養護者」または 「 養介護施設従事者等 」が
誰に？	高齢者 <u>(65歳以上の者)</u> に
どうする？	身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、 性的虐待、経済的虐待を行う。

養護者の捉え方

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。

⇒ 高齢者の日常生活において何らかの世話をする者

例) 高齢者の金銭を管理、食事や介護の世話、
自宅や自室の鍵の管理をする、等

※ 同居しているかどうかは問わない。

※ 複数の場合や第三者の場合もあり得る。



養介護施設従事者等に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されない。
提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していく。

（国マニュアルP3～4）

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む。(高齢者虐待防止法第2条第5項)

(国マニュアルP4)

65歳未満の者への虐待について

65歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要。

- 介護保険法の第一号被保険者・第二号被保険者が、地域で自立した日常生活を送るための支援である地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務では、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置の支援を行う。
- 老人福祉法（第5条の4）では、措置の対象者を「65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）」と定めている。
- ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以降「障害者虐待防止法」と表記）での対応が基本。

（国マニュアルP2～3）

65歳以上の障害者への虐待について

- 65歳以上の障害者は、法と障害者虐待防止法のいずれの支援対象にもなる。
- これらの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、本人の状況に応じて各法律の規定により対応する（障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等）。

（国マニュアルP3）

虐待防止法の取扱いに準じた対応の例

養護・被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待

- 養護者に該当しない場合は、法の直接の対象とならない。
- ただし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応をすることが求められる。
- 事案によっては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)や刑法等により対応する。
- 通報・相談の段階では養護者かどうかの判定が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応を行う。

(国マニュアルP5～6)

虐待防止法の取扱いに準じた対応の例

セルフ・ネグレクトへの対応

- 介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けている訳ではないため、対象外。
- 相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談業務や権利擁護業務等の一環として、積極的な対応が求められる。
- 養介護施設等の従業者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)」を図ることが望ましい。

(国マニュアルP6)

高齢者虐待の類型

	養護者による虐待 (法第2条第4項)	養介護施設従事者等による虐待 (法第2条第5項)
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	
介護・世話 の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 養護者以外の同居人による虐待行為の放置等 、養護を著しく怠ること。	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	
性的虐待	高齢者に、わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が 当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養護者による高齢者虐待 の類型（例）

国マニュアルP8.9参照

類 型	どういふことか？（例）
身 体 的 虐 待 ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 ※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為をさす。 ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 ④本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。刃物や器物で外傷を与える。など 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など 身体を拘束し、自分で動くことを制限する。 ※身体拘束の11項目を参照 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

類 型	どういふことか？（例）
介護・世話の放棄・放任 ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する	入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる。など 徘徊や病気の状態を放置する。虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず無視する。本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設から連れ帰る。など 孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。など

類 型	どういふことか？（例）
心理的虐待 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、痛がらせ等によって、精神的苦痛を与えること	老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 侮辱を込めて、子供のように扱う。 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など ※家族とは、一般的に血縁と婚姻を基礎として共同生活を営む集団を指す。 ※親族とは、民法第725条に規定され、6親等以内の血族、配偶者、3信徒以内の姻族を指す。

類 型	どういふことか？（例）
性的虐待 本人への性的な行為の強要 又は 性的羞恥心を催す<u>あらゆる</u>形態の 行為	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 性器を写真に撮る、スケッチをする。 キス、性器への接触、セックスを強要する。 わいせつな映像や写真を見せる。 自慰行為を見せる。 など
経済的虐待 本人の<u>合意(※)</u>なしに、 又は、 判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。 あるいは、 本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など <u>※養護者に限らない。</u>

養介護施設従事者による高齢者虐待 の類型（例）

国マニュアルP10～12参照

類 型	どういふことか？（例）
身体的虐待 ①暴力的行為 ※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為をさす。 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ③「緊急やむを得ない」場合以外の<u>身体的拘束・抑制</u>	平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。刃物や器物で外傷を与える。入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷させる。本人に向けて物を投げつけたりする。など 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 車いすやベッドから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。など

類 型	どういふことか？（例）
介護・世話の放棄・放任 ①必要とされている介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為	入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など 医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。 あるいは救急対応を行わない。 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う<u>介護計画等の見直しを怠る</u>。など

類 型	どういふことか？（例）
介護・世話の放棄・放任 ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ④ 高齢者の権利を無視した行為 又はその行為の放置 「言葉」による行動制限を防ぐ対策と職員間の共有を図る ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること	ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 高齢者からの呼びかけに対し、「ちょっと待ってね」等と言ひ、その後の対応をしない。 必要なセンサーの電源を切る。など 施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。など

類 型	どういふことか？（例）
心理的虐待	①威嚇的な発言、態度 怒鳴る、罵る。「ここにいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など
	②侮辱的な発言、態度 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など
	③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言ひふらす。話しかけ、ナースコール等 を無視する。 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみる（他の利用者にやらせる）。など
	④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など

類 型		どういふことか？（例）
心理的虐待	⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など
	⑥その他	車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

類 型		どういふことか？（例）
性的虐待	本人への性的な行為の強要 又は 性的羞恥心を催す<u>あらゆる形態の行為</u>	性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 わいせつな映像や写真を見せる。 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 <u>排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</u> 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための<u>配慮をしない。</u>など
経済的虐待	本人の<u>合意（※）</u>なしに、 又は、 判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。 あるいは、 本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 日常的に使用する<u>お金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</u>など

本人の合意について

認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の子帯の状況から、異論を言えず半ば強要されている場合等があるので、慎重な判断が必要。

(国マニュアルP12)

身体的拘束等に対する考え方

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」とし、原則禁止。

指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 第11条
（指定介護福祉施設サービスの取扱い方針）

4 指定介護老人福祉施設は指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

平成13年3月「身体拘束ゼロへの手引」をもとに
令和7年3月「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」が改訂されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>

「緊急やむを得ない場合」に検討する三要件（全て満たすことが必要）

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束は一時的なものであること



身体的拘束等の具体例

- ① ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

(国マニュアルP13)

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続き

1. 利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」を除いて身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。三つの要件すべてを満たしていることが必要。仮に三つの要件を満たす場合においても、対応に留意する必要がある。

解除の要件について、本人・家族、関係者・関係機関全員で事前に決めておくことが有用。

2. 組織として慎重に検討し、決定する。

- 本人等のアセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織及び本人・家族・関係者などで慎重に協議する。
- 委員会等による組織的・客観的なアプローチを行う。
- その根拠を記録に必ず残す(個別支援計画に必要な事項を記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)する・そのつど経過を記録する等)

※国は、2年間保存 ⇒ 広島市は、完結の日から5年間(独自基準)

※訪問・通所・短期入所系サービスを除く

3. 本人・家族に十分な説明を行い、同意を得る

- 単に同意を得ればよいということではない。家族が希望すれば実施していいのか？
- 第三者や専門家の意見も取り入れる。

4. 「緊急やむを得ない場合」の三つの要件に該当するかどうか。

常に、観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要。

- 身体拘束を実施している時間帯において、本人の様子を定期的・継続的に観察する。
- 実際に身体拘束を一時的に解除して、本人の状態を観察し身体拘束の継続が本当に必要なのか、慎重に検討する。

(国マニュアルP13.14を参考に作成)

身体拘束廃止未実施減算について

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、全てのサービスに義務化
- 当該記録がない場合、又はあったとしても、身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用する。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。
 - ※ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことを可能とする。
 - ※ 虐待防止検討委員会等と一体的に設置・運営することも差し支えない。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 - ※ 新規採用時は必須開催。
- 改善計画を提出し、改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定の単位数の100分の10に相当する単位数を減算することが規定されている。

（国マニュアルP15.16を参考に講師作成）

身体的拘束の例と対応策-その①-

深夜に部屋から出てしまう認知症があるAさん(入所者)に対して、夜間出られないように出入口を紐で縛った。身体的拘束に該当するという認識はあったが、夜勤で人が少ないので仕方がない、との認識で、複数の職員が同様の対応を行っていた。

対応のポイント(例)

- 日中の活動は適切か、便秘や脱水等の体調変化はないか等、アセスメントを実施しているか。
- いつからその行動がはじまったのか、本人が不安に感じるような環境の変化はないか 等のアセスメントは行えているか、等アセスメントを実施しているか。
- 緊急やむを得ない要件に該当するか、否かの検討を組織的に行ったか。
- 本人が離床した際に駆けつける等、代替え案はないのか。
- 本人、家族への説明は適切か。本人、家族は了承しているか。
- 組織で対応を共有し、解除に向けての取組みを実施できているか。等

身体的拘束の例と対応策-その②-

在宅で生活する高齢者(知的障害)があるBさんが、外に出ないように玄関扉に南京錠をつけた。支援者(居宅介護支援事業所、訪問看護、訪問介護、デイサービス)としては、高齢者の安全確保のためやむを得ず行ったという認識で、身体的拘束にあたるとの認識はなかった。

対応のポイント(例)

- 本人の行動パターンを阻害する人的・物的環境要因はないか。
- 身体的拘束と安全確保、両方を検討した結果、緊急やむを得ない要件に該当するか、否かの検討を在宅チームで検討したか。
- 本人、家族への説明は適切か。本人、家族は了承しているか。
- 在宅での介護が適しているのか。 等

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応状況

虐待の発生要因として最も多かったのは

①「教育・知識・介護技術等に関する問題」 56.1%

次いで

②「職員のストレスや感情コントロールの問題」 23.0%

③「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」 22.5%

④「倫理観や理念の欠如」 17.9%

⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ 11.6%

厚労省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」
令和6年3月P39参照

養介護施設従事者による虐待の背景・要因(例)

【組織運営に起因する要因】

- ① ケアの理念や組織運営の方針が明確でない。
- ② 各職種の責任や役割が明確でない
- ③ 業務の流れが効率優先である。
- ④ 職員教育の体制が整っていない。
- ⑤ 第三者や当事者などへの情報公開に消極的である。等



相互作用 重複

【ケアの質・倫理観に起因する要因】

- ① 障害特性を理解していない。
- ② 利用者の状況が把握できていない。
(アセスメント不足)
- ① アセスメントやケアについて学習する
- ② 機会がない。考えない。
- ③ 援助技術が身についていない。
- ④ 個別計画と実際のケアの内容が合致していない。
- ⑤ 関係法令を知らない。知ろうともしない。等



【負担やストレス・組織風土に起因する要因】

- ① 人手不足により休憩が取れない、夜勤時の負担が大きい。
- ② 空間の密室性、閉鎖性、周囲の無理解
- ③ 職場内の人間関係がぎこちない。
- ④ 他の職員の言動を見て見ぬふりをする。
- ⑤ 無関心。
- ⑥ 組織内の連絡体制が整っていない。等



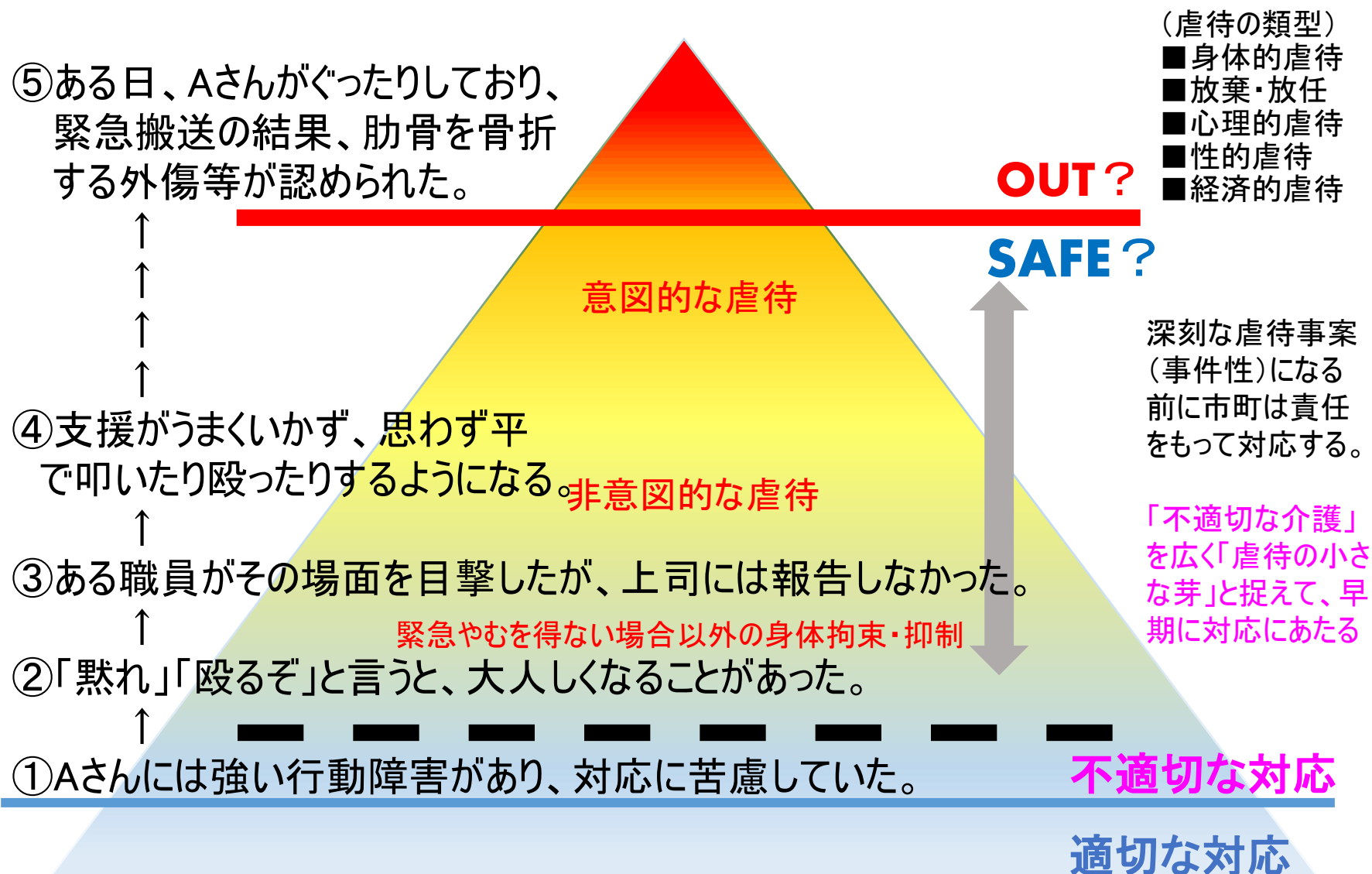
【チームアプローチに起因する要因】

- ① リーダの役割が不明確である。
- ② チームとして担当する範囲や業務の確認ができていない。
- ③ 職員間の情報共有の仕組みが整っていない。
- ④ チームでの意思決定の仕組みや手順がない。
- ⑤ 誰かがやってくれるという意識が強い。等



深刻な虐待に共通していること

—深刻な虐待に至るまでに必ずグレーゾーンがある—



不適切なかわりを底辺とする「虐待」の概念

「高齢者虐待を考える介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」を参考に講師作成

早期発見及び通報規程

【法第5条】 高齢者虐待の早期発見等（努力義務）

1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

【法21条】 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

1 養介護施設従事者等は、（中略）・・・業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

通報者の保護

【法8条】 通報者や届出者の秘匿義務

市町村等は、通報や届出した人が誰か特定できる情報をもらしてはならない。

【法21条6項】 通報の例外規定

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。（次項において同じ。））をすることを妨げるものと解釈してはならない。

【法21条7項】 通報による不利益の禁止

養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

個人情報取扱い(例外規定)

【個人情報の保護に関する法律 第61条第1項】

- 行政機関等は、個人情報保有に当たっては、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要がある。
- 虐待対応の事実確認や対応の事務は、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務に該当し、当該事務を遂行するために必要な個人情報は保有することができる。

【個人情報の保護に関する法律 第69条第1項・第2項】

- 原則として利用目的の範囲内で行う。
- 利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能。

(国マニュアルP38～41)

個人情報情報の取扱い(例外規定)

【個人情報情報の保護に関する法律 第27条】～第三者提供の制限～
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合 事実確認は、第62条第1項にあたる

二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難であるとき

事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険からの救済にあるから、第62条第2項にあたる

三 略

四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

関係機関は、市町が法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、第69条第2項にあたる

以下、 略

養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

【法20条】

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

【国マニュアルP35】

養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（法第21条3項）よりも重い責任が課せられている。

【国マニュアルP36】

養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、通報先の周知を行うことが必要。経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要がある。

通報の義務規定

- ① 虐待しているという「自覚」は問わない。
 - ② 本人の「自覚」も問わない。
 - ③ 家族の意向があっても（身体拘束を求められても）
安易に身体拘束を行わない。
-
- サービス事業所内では「（例）虐待防止委員会」において事実を確認し、保険者に報告する。
 - 「虐待防止検討委員会」が機能しない場合は、他の職員は勇気をもって通報する。
 - 通報を受けた市町は、迅速に調査（対応）する。

ポイント

施設・事業所内で対応しても通報義務は消失しない。

市町村の責務

【法24条】 通報等を受けた場合の措置

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、要介護施設の業務または養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

権限行使

➤ 老人福祉法にもとづく措置 高齢者の緊急保護

➤ 介護保険法にもとづく措置

行政手続法を根拠とした行政指導

改善勧告、効力の全部又は一部停止、指定取消

(国マニュアルP96を参考に講師作成)

高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体

相談・通報・届出を受け、事実確認等の対応	➤ 高齢者が居住する市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応を行う。 ➤ 高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力する。
老人福祉法のやむを得ない事由による措置等	➤ 基本的には、高齢者が居住する市町村が対応する。
成年後見制度の市町村長申立	➤ 基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施する。 ➤ ただし、高齢者が居住する市町村の申立でも認められている。(関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を護ることが必要)

(国マニュアルP43)

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ

① 高齢者虐待通報受理・届出受理

受理機関：地域包括ケア推進課

② 事実確認のための調査

虐待の事実が認められた場合

③ 業務改善計画書の提出要請

- (1) 改善が必要と考えられる事項について通知します。
- (2) 養介護施設等は、通知に定められる期限内に業務改善計画書を提出します。

④ モニタリングの実施

改善計画の達成期日が経過した段階で、高齢者虐待の再発防止に向けた評価を行います。

虐待対応終結の2要件

- (1) 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになったと確認できること。
- (2) 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できること。

事実確認のための調査

調査方法

状況に応じて、次のいずれかで実施します。

- ・運営指導（介護保険法）
- ・立入検査等（老人福祉法、介護保険法）

調査内容

高齢者本人

- ・虐待の事実と経過
- ・高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ・サービスの利用状況 など

養介護施設等

- ・サービスの提供状況
- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・職員の勤務体制
- ・高齢者虐待の防止のための取組 など

業務改善計画書の作成について

以下の内容について確認します。

- ・具体的な改善計画が記載されているか。
- ・改善計画に期限（達成時期）が設けられているか。
- ・虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか。など

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待(疑いも含む)を発見した際の対応について

速やかな初期対応

①利用者の安全確保

②事実確認

③組織的な情報共有と対策の検討

④本人・家族への説明や謝罪

⑤原因分析と再発防止の取組

事実確認の実施について

1. 事実と主観を区別し、あいまいな表現は避け具体的に確認
 - ・ いつ、誰が、誰に、何を、どのように、なぜ、したのか。
 - ・ 本人にいつ、どこに、どのような傷等があったのか。
その傷等を誰が確認したのか。
 - ・ 本人は何と言っていたのか、どんな様子だったのか。
 - ・ 目撃者した人はいるのか。 など
2. 確認した内容を正確に記録

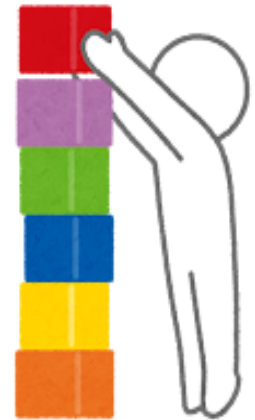
広島市への相談・通報は、「虐待が疑われる事実」を把握した段階で、**事実確認と並行して速やかに行います。**

職員が高齢虐待を発見した場合の対応について決めておきましょう。



個々の役割として(できること)

- ① 倫理観や権利擁護を常に意識し磨いていきましょう。
- ② 権利侵害を発見しやすい立場にあることを自覚し、予防・早期発見に努めましょう。
- ③ 支援の質の向上に努め、職員同士の連携と風通しの良い支え合い、ともに学び合いましょう。
- ④ 隠さない、嘘をつかない。
- ⑤ 誠実な施設・事業所の運営に協力しましょう。



虐待の通報に関して

- 通報することは、「虐待した人を罰すること」ではありません。
- 「法人や施設に損害をあたえること」でもありません。

組織として（取り組む）こと

- 介護の基本（理念）がすべての職員に浸透されていますか？
- 業務分担に偏りはありませんか？
- 職員のストレスマネジメントは行われていますか？
- 利用者の家族に話せないこと（隠し事）はないですか？
- 自分たちの都合を押し付けたケアを行っていませんか？
- 他人ごとではなく、自分ごととして、「チームアプローチ」としてケアを行っていますか？
- 日々のケアの振り返りは組織的に行われていますか？



参考文献・参考資料

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和7年3月。(2025、9月15日閲覧).

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html

厚労省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」令和6年3月。(2025、9月15日閲覧).

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001236808.pdf>

公益社団法人日本社会福祉士会「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業報告書」令和3年3月。(2025、4月27日閲覧).

<https://jacsw.or.jp/citizens/josei/2020.html>

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き 令和7年3月」令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推に向けた調査研究事業。(2025、7月15日閲覧)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>

社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業. 令和4年3月。(2025、9月15日閲覧).

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

高齢者虐待防止研究会(2004)『高齢者虐待に挑む—発見, 介入, 予防の視点—』中央法規出版株式会社.

F.P.バイステック著 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳(2023)『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法—』誠信書房.